香川県がん対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 香川県がん対策推進計画に基づき、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、香川県が ん対策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) がん対策の動向の把握に関する事項
 - (2) 市町等が実施するがん検診の実施状況及び検診実施機関の精度管理の状況の把握・評価並びに 市町等及び検診実施機関への助言・指導に関する事項
 - (3) がん医療に関する事項
 - (4) 第6条第4項の部会における協議結果に関する事項
 - (5) その他がん検診の効果的かつ効率的な実施のために必要な事項 (組織)
- 第3条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 4 委員は、20名以内とし、次に掲げる者のうちから、知事が任命し又は委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 医療従事者
 - (3) 行政機関の職員
 - (4) その他知事が適当と認める者
- 5 会長及び委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の会長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 会長及び委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会は、毎年度1回以上開催するものとし、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- 第6条 協議会に、胃がん部会、子宮がん部会、肺がん部会、乳がん部会及び大腸がん部会(以下「がん部会」という。)並びにがん登録部会を置く。
- 2 がん部会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を協議会に報告する。
 - (1) 健康診査管理指導等事業実施のための指針(平成20年3月31日付け厚生労働省健康局総務課長通知をいう。以下「指針」という。)において、部会の運営の項目にそれぞれ示されている事項
 - (2) その他がん医療に関する事項
- 3 がん登録部会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を協議会に報告する。
 - (1) がん登録の推進に関する事項
 - (2) がん登録により得られた情報の活用に関する事項
 - (3) その他がん登録及びがん予防対策の評価に必要な事項

- 4 がん部会及びがん登録部会(以下「部会」という。) に、部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、次項に定める部会の委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 部会の委員は、それぞれ6名以内とし、がん部会の委員は、指針において部会の構成の項目に示されている者のうちから、がん登録部会の委員は、がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者のうちから、それぞれ会長が委嘱する。
- 8 第3条第5項及び第6項の規定は、部会の委員に準用し、前条の規定は、部会の会議に準用する。 この場合において、前条中「委員」とあるのは、「委員(次条第3項の規定により専門委員が出席す るものとされている場合にあっては、専門委員を含む。)」と読み替えるものとする。 (専門委員)
- 第7条 がん登録部会に、個人情報の保護に関する事項を調査させるため、専門委員を置く。
- 2 専門委員は、1名とし、当該の事項に関する学識経験のある者のうちから、会長が委嘱する。
- 3 専門委員は、がん登録部会の部会長の求めに応じ、当該部会に出席するものとする。
- 4 第3条第5項及び第6項の規定は、専門委員に準用する。 (がん登録等の推進に関する法律の合議制の機関)
- 第8条 がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号。以下「がん登録法」という。)第18 条第2項に規定する審議会その他の合議制の機関は、この要綱の協議会とする。
- 2 協議会は、がん登録法の規定による審議をする場合においては、がん登録部会の議決をもって、協議会の議決とみなすものとする。

(庶務)

第9条 協議会及び部会の庶務は、健康福祉部健康福祉総務課において行う。 (**#111)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年9月10日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年3月27日から施行する。